

00186

様式第三十三號

犯則事件調査てん末書

住所

職業 氏

名

年令

昭和 年 月 日 時 分前記肩書の場所である何某の事業場に赴き同人を立會せしめ何税検査執行中同人に係る地方税法違反嫌疑を發見しその取調をなしたてん末は左の通りである。

一 犯則事實を發見の經過

事業主何某に對し検査上左の質問をなした

問……………

答……………

問……………

答……………

二 捜索

何某に對し本日事業場、居宅各内外の捜索をなすべき旨告げて同人を立會さして捜索したところ何々を發見した

00187

三 差押 右捜索は同日 時 分に始め同日 時 分終了した

四 領置 捜索により發見した何々何々は本件の證ひよう物件と認め差押える旨本人に告げ何處で差押をした時に同日 時 分であつた

五 質問 本人が検査中任意提出した何々は本件の證ひよう物件と認め領置する旨本人に告げ何處で領置をした 時に同日 時 分であつた

六 差押及び領置物處置 犯則嫌疑者何某に對し左の質問をした

問……………

答……………

問……………

答……………

本日差押えた物件全部は風呂敷包一個として封印一ヶ所をなしこれを何某に保管せしめ保管證を徴した

右取調べは昭和 年 月 日 時 分終了したので本てん末書を何某に示し且つ讀みさせ共に署名なつ印する

00188

昭和 年 月 日

何處において

縣稅(地方)事務所

檢稅吏員
事務吏員

何 何

某 某

印 印

様式第二十四號

差押(領置)目錄

番 號	品名又は名稱	員 數	差押年月日時	所持者住(居)所氏名	封印個數

右 郡 町(村)大字 何番地何某において何某の地方稅法違反事件に關する證ひよ
う物件と認めてこれを差押えた(領置した)のでこの目錄を作る

昭和 年 月 日

縣(地方)事務所

職 氏 名 印

様式第三十五號

横 三 纏 縦 二十 纏

昭和 年 月 日 印

封 印

縣稅(地方)事務所

執行吏員
の 印

00189

00190

様式第三十六號

保管證

何 某に係る地方税法違反嫌疑事件に關する證據物件として昭和 年 月 日何處において
差押えられた(領置された)左記物件に封印のまま確に保管致します

昭和 年 月 日

保管者 住所

氏 名

印

縣稅(地方)事務所

檢査吏員 何

某宛

記

品名又は名稱	數量又は個數	物件所持者の住所氏名	封印方法	備考

00191

様式第三十七號

犯則事件引繼書

一、犯則嫌疑者

住所 職氏名

(法人の場合はその法人名と責任者を區分して明記すること)

二、犯則事件名

三、該當法令條項

四、犯則事實

五、添付記録及び證據品

右引繼致します

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所 檢稅吏員

事務吏員 何

某 印

縣稅(地方)事務所 檢稅吏員

事務吏員 何

某 宛

00192

様式第三十八號

犯罪事件報告書

住所 職氏名

右の者に係る地方税法違反事件につき取調べたところ別紙てん末書の通りであるから一件書類左記
目録の通り添付報告します

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所檢稅吏員
事務吏員 何

某 印

縣稅(地方)事務所
何 某 宛

目 録

- 一、臨檢搜索差押許可狀 通
- 一、臨檢搜索てん末書 通
- 一、差押てん末書 通
- 一、差押目録 通
- 一、保管證 通
- 一、質問てん末書 通
- 一、參考 脫稅額、罰金見込額、履行能力 通

00193

様式第三十九號

通 告 書

地方税法違反事件、縣稅(地方)事務所檢稅吏員 何某の報告に基いて調査したところによれば
何某は昭和 年 月 日何處で何々をしたものである。

右の行爲は地方税法第 條に該當するから同法第 條により處分しなければならない。
よつて、左に掲げる金額を、この通知書の送達を受けた日から二十日以内に縣稅(地方)事務所
に納付することを命ずる。證據物件として差押え(領置)てある何々は、通告履行の後還付する。

- 一金 罰金又は科料に相當する金額
- 一金 處分費

なお、期限迄に納付しないときは、告發をするから念のため申添える。
右地方税法第 條及び國稅犯則取締法第十四條の規定により通告する。

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所長

何 某 印

00194

様式第四十號

通知書

住所

職 業 氏 名

地方税法違反事件嫌疑の報告があつたので調査したが違反の心證を得ない。
右地方税法第 條及び國稅犯則取締法第十九條の規定により通知する。

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所長 何 某 印

住所

何 某 宛

00195

様式第四十一號

差押物件保管通知書

一、何々 何程
右何 某 地方税法違反事件に關する差押(領置)物件は何々官公署をして保管させたから通知する。

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所檢稅吏員

事務吏員 何 某 印

住所
氏 名 宛

様式第四十二號

犯則者通告 分台帳

犯目		犯則年月日	調査着手年月日	報告年月日	擔當檢稅吏員	通 告			處分條項	罰科金額	徵收金額	處分費
事犯實則						年 月 日	履 行 日	年 月 日				
住 所 氏 名		司 法 處 分										
告 發 事 由		年 月 日	判 決 日	年 月 日	處 罰 條 項	罰 科 金 額	徵 收 金 額	裁 判 所 名	裁 判 審 級	犯 則 度 數	摘 要	

様式第四十三號

犯則者處分猶豫台帳

犯目	犯則年月日	報告年月日	擔當檢稅吏員	差押物件	品目數量	猶豫決定年月日	訓戒年月日	猶豫取消日	期間満了日	不問決定日	事犯實則	住 所 氏 名	住 年 月 日	處 分 猶 豫 取 消 及 事 由	
														要 摘	要
<p>備考</p> <p>一、期間満了年月日の欄には、猶豫期間満了年月日を記入のこと</p> <p>二、處分猶豫決定と同時に條件附で不問決定をしたときは、その條件成就の日の翌日を以て、不問決定年月日として整理すること</p>															